

厚生常任委員会

平成20年12月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
国保医療課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、小林委員

委員長

皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、全委員出席をいただいておりますので、さっそく厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員に、辻委員、小林委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

それではまず初めに、1. 付託議案につきまして、（1）議案第51号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

議案第51号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

この条例の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありませんので、議案書最後のページの要旨の朗読をもってご説明とさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。それでは要旨の方を朗読させていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 なお、定義の改定内容につきましては、保育料徴収金額表の第1階層の定義に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を追加するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第51号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
辻委員。

辻委員 昨年度でしたか、改正の時に、保育所運営委員会があとになったという事で、いろいろ聞かされておりました。今回も保育所運営委員会ですでに説明して了解得てるのかどうかだけ。

福祉課長 今回につきましては、事前に保育所運営委員会を開かせていただきまして、ご説明させていただきましてご了解いただいているところでございます。

委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

すいません。そしましたら私の方から一点だけ。総括質疑がされておりましたので、町内の該当する世帯はないということは聞いておりますが、基準額表を国から提出されましたが、保育料については斑鳩町は凍結、21年度は凍結するということでした。大変申し訳ございません。国の基準額表、本来いくらぐらい値上げを国の方が示してきたんか、ちょっとそれだけ教えといてください。西川福祉課長。

福祉課長 保育料の、国の保育単価の改正によりまして一応算出いたしますと、第5段階の1で3歳児の場合で400円、同じく第5段階の1の4歳児以上の場合で300円、また第5段階の2から第7段階までの3歳児の場合で700円、同じく第5段階の2から第7段階の4歳児以上の場合で500円の値上げとなっております。

委員長 ありがとうございます。
他に、この件に関しましてなにか質疑、ご意見などはございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
それでは、議案第51号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第51号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、付託議案の(2)議案第52号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 議案第52号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と相違ございません。末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(要旨朗読)

国保医療課長 以上で簡単ではございますが、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明が終了しましたので、質疑などございましたらお受けいたします。 木田委員。

木田委員 こないして、拡大して助成してあげられるということは結構なことなんですけどねんけども。今のところ来年度予算やと思いますけどねんけども、それに伴う予算が大体どのぐらい必要なのかですね、それについて、今のところ一応来年度の予算として考えておられる金額について教えていただきたいと思います。

国保医療課長 現在推計いたしておるところでは、約300万円かと考えております。

委員長 他に、なにか委員の方から質疑などございますでしょうか。

(な し)

委員長 すいません。私の方から一点、この件については拡大をしていこうというのは、斑鳩町が本気で子育て支援やっていこうと、先ほどの町

長のご挨拶からも強く感じておるところでございますが、実際ですね、こういう制度拡充した時に、その制度を町民の皆さんに知っていただくということは、ものすごく重要なことだと思うんです。なかなかいいことをしていても、町民さんに知っていただけてないというようなこともございます。この対象になる方、そしてまた対象になる方に係わっておられるような方々にはね、できるだけこの制度が拡充になったということを、広くお知らせをしていっていただきたいと思っておりますが、それについてはどんなふうにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思っております。植村国保医療課長。

国保医療課長　この議案をこの議会で議決いただきましたならば、すぐさま住民の皆様こういう制度が4月からできるということの広報に、周知にいろんな機会をとらまえてやっていきたいというふうに考えております。

委員長　私も常々申し上げておりますが、こういう子どもさんに係わるいろんな方々にも、保護者以外の方でも、いろんな機会をとらえてまた知っていただくというような努力をしていっていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他に委員さんの方でなにかございますでしょうか。

(な し)

委員長　ございませんか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

議案第52号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。本案につきまして、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、付託議案の(3)陳情第2号についてを議題といたします。

まず、事務局に陳情文書表を朗読させます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは陳情文書表を朗読させていただきます。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 内容につきましては、別紙のとおりでございます。

本文の朗読につきましては省略をさせていただきます。

委員長 ただいま局長の方から朗読をされました、この、奈良県社会保険病院の公的機関としての存続・拡充と地域医療を守る会から提出を受けました陳情書につきまして、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なにか、理事者側に尋ねておきたいことなどもございましたら、合わせてお受けしてまいりますので、委員の方からなにかございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 奈良社会保険病院について、これ年間ずっとみましたら13万人ほどの人が利用されているということで、斑鳩町との係わりと申しますか、特に斑鳩町がここに依頼しているとか、そういう経緯はあんのかどうか。

健康対策課長 奈良社会保険病院との斑鳩町との係わりについてでございますけれども、この陳情書にもありますように、年間13万人の外来患者と6

万人近くの入院患者など多くの方が、この病院を利用されております。この内、斑鳩町の方が、何人この病院で診察を受けておられるかという数字については掴めておりませんが、しかし地理的な関係や交通面から見まして、県立三室病院また近大奈良病院ほどではないですけれども、そこそこの方が利用されているのではないかなと思っております。また、ご存知のように奈良社会保険病院には、総合内科をはじめまして、小児科や産婦人科など13の診療科がございます。この中でも、特に陳情書に書かれておりますように、産婦人科の充実が挙げられておまして、平成20年4月から産婦人科常勤医師が2人から3人に増員、また非常勤医師も2人から3名に増員されておまして、また助産師の数も27名を有して、奈良県内でもトップクラスを有しております。斑鳩町におきましてこの4月以降、11月まで妊娠届を出された161人の内、奈良社会保険病院で検診を受けておられる方が4人おられます。また、昨年8月に起きました妊婦搬送事案を受けまして、産婦人科の一時救急体制の整備が最も重要な課題とされておまして、この2月から病院群輪番制及び在宅当番制により、毎休日、または夜間の救急体制を確保されまして、この斑鳩町を含めます北和地区におきましては、この奈良社会保険病院も月曜日に病院輪番として役割を担ってもっております。また小児の救急医療体制につきましても、一時救急はかかりつけの医療機関や三室休日応急診療所で対応しておりますけれども、二次救急につきましても、北和地区の7つの病院で構成されます小児科二次輪番体制医療機関で医療を確保しております、この中にこの奈良社会保険病院が含まれておまして、産科、小児科の救急体制をとっても斑鳩町にとってはなくてはならない病院だと考えております。また、社会福祉協議会やいかるがホールの職員ですけれど、この健康診断につきましても、この奈良社会保険病院が行っております。以上です。

辻委員

ありがとうございます。私もこの病院で検診とか受けておりますので、できたら採択の方よろしく願いしておきます、。意見だけ。

委員長 他に委員皆さんの方で、なにかお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

ただいま、ぜひ採択をしたい、していきたいという委員のご意見もございましたけれども、それ以外のご意見っていうのはございますでしょうか。

(な し)

委員長 それでは採択したいという委員の意見、それ以外の意見がないということでございますので、この陳情第2号につきましては、当委員会として採択をするということになります。それで採択をさせていただきますと、最終日に委員会発議として意見書の提案をさせていただきますようになりますので、それでよろしいでしょうか。

(意義なし)

委員長 ありがとうございます。そしたらそういう形で進めていきたいと思っておりますので、議長よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございません。委員会発議をするところまでは皆さんの了解をいただきましたが、意見書の文案なんですが、奈良県議会が提案したもの、そしてまた郡山市議会が提出したもの、そしてこの会が提案している文案、という3種類の文面がございますが、これらの文面につきましては、先ほどの寺田課長からの説明があったような内容も盛り込んで、この斑鳩町を含む北和地域でも重要な病院であるというような内容のことを加えましてですね、意見書の方作成していきたいと思いますが、特にこの文案を元にしろというようなご意見ございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか、別に。正副委員長の方でそういう文案の方、作成をさせていただくということでご了解いただけるのであれば、そういうふうにさせていただきますし、委員の方からこの提出された文面を中心につくりなさいということであれば、それを採用させていただくようにしたいと思います。よろしいですか。

(意義なし)

委員長 そしたら大変申し訳ございませんが、これらの文章を勘案する中で、先ほど申しましたように、この病院の位置付けなど、斑鳩町にとっての位置付けなども加えまして、意見書の文面を作っていきたいと思えます。

この内容につきまして、正副委員長におまかせいただけるというふうに解釈をさせていただきます、進めたいと思いますのでご理解いただきたいと思えます。

それでは、続きまして次に（４）陳情第４号、要望書についてを議題といたします。

まず、事務局に陳情文書表を朗読させます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情文書表を朗読させていただきます。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 要望書の本文の朗読につきましては省略をさせていただきます。

委員長 ただいま、局長が読み上げました文書表の、この小吉田住宅自治会から提出を受けました要望書につきまして、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

木田委員。

木田委員　これ見たら土曜、日曜、祝日が休館日ということで、それを開けてほしいということなんですが、理事者側としては、それを無理ということではっきりと申されておることなんでね。今、それを委員会でやってもすぐにこれは解決できないことや思いますのでね。これから先にそういう方向に向かっていくんやったらよろしいけどね。やっぱりこれはもうはっきりと断るんやったら断るとかなんかしとかなね、まだ委員会としても、議会としても、まだ扱こうてもろてると思われたらいかんし、これいつまで、12月18日までに文書でもって返答くださいってなってますやろ。それについてですね、理事者の方がこれ以上どないもできないと、仮にボランティアか誰かが出て、そういう施設を運用できるんやったらよろしいけどね。できなかつたらそれをどうするかということまで考えていかんならんからね。今、そんな簡単に返答はできないと思いますねんけどね。だからそれについて理事者はできないと、まあそれから日にち経ってるからね、また変化してるかもわからんけども、一応理事者の返答を聞いてですね、ほんではっきりとした返答を出さばつたらいいと思いますねんけどね。いつまでも引きずってたらね、そら無理やと思いますわ、これは。

町長　先ほど言うべきでしたけど、この文面の中では土曜日は開館をしておりますので、日曜、祝日は休館となっておりますということで、土曜日は開館をいたしますので、要望書の文面は、土曜は開いておりますから間違っておりますので、それだけご訂正をお願いしておきます。

委員長　私の方も、ただ今木田委員からご意見いただいたあとで、そのことを言おうと思っておったんですが、この要望書には土、日、祝日と書かれておりますが、土曜日については貸館の方は業務を続けていただいておりますということの中で、この当委員会でも日曜日の開館については相当議論をした中で、できるだけ土曜日に利用していただけたらと

ということで、そしてまた休日に開館していくとなると、経費などについてもかなりかかるというような理事者側の考えもあって、当委員会の中でこの件については、本当にたくさんいろいろ今まで議論もあった件だとは思いますが、さらにですね、この要望書を受けまして、非常に残念なことにとここにも書かれてますが、私も残念なんですが、土曜日は開けておってこの文面が違っているというふうには感じておったんですが、引き続き委員さんの方でなにかご意見などございましたらお受けいたしますが。

西谷委員　私は木田委員の意見と若干違うんですが、当初やっぱりこの会館については、保健センターも併設している中で、そういう中で日曜日は休むって感じで、周辺の同じような施設も日曜日休んでるからって説明があって、その時はそんなに私自身も深くは考えてなかったんですが、実際にその建ってみて、保健センターとかっていう形で利用する部分もありますが、実際には貸館として利用する中で、非常に不便でして、例えば今小吉田住宅からでてますけども、それ以外の周辺のアグリア服部の方からも、やっぱり同じような意見を聞く中で、議会ってというのは、ある意味では条例を決める時には確かに議会の議決がいますが、条例を変える時にも議会の議決がいる。そしたら議会ってというのは、その時々に応じて住民の声を反映して条例と住民の意向がギャップがあるとしたら、それをやっぱり修正していくっていうのも議会の役割ではないのかなというふうに私は思います。日にちを、例えば開館の日にちを増やすっていう部分もありますけど、少なくともここに書いてあるような休日を平日にする、これは公民館でも同じなんですが、いかるがホールでも利用者が見込まれる土日について開いて、平日を休館にするっていう、こういう発想をすれば、なんらこの言われているようなこと自身が、そんなに難しいことではないような私はこう気がするんです。だから全体の回数をそのままにして、休館日を平日にすればそれでこと足りるのかなというふうに思いまして、やはり土日を、サラリーマンの人になりますと土日しか使えない、

あるいは集会をしようとしても、なかなかやっぱり土日に限定されてくるとしたら、それは総合福祉会館そのものの目的と、あるいは貸館というもう一つのそういうものを考えると、もう少し臨機応変に会館、福祉会館、建物の利用については、私は当然変えていく余地は十分にあると思うんですが。

委員長

西谷委員のご意見もございます。土日ということもありまして、当面土曜日、この文章にある土曜日は休館ではなく開けていただいているということ。そして以前にも話しました公民館や、いきいきの里とか、いかるがホールと違いまして、行政が入っている保健センター、そしてまたそれに準じた形で社会福祉協議会、これらが平日を休みにするわけにはいかないという問題、行政の仕事をしていただいているのに、平日休んでいただけないということでは、この生き生きプラザを平日閉めるわけにはいかないという問題、こういう問題などいろいろ勘案する中で、当委員会として議論し、今後運営会議、生き生きプラザの運営会議ですね、の方でもこういった住民の声を拾い上げながら、今後の検討課題であるというふうな形での位置付けで、当委員会での議論も終わっていたかというふうには思っておるところですが、私もちょっと気になりますので、やっぱりサラリーマンであるとか、平日使いにくい方、土曜日使っていただけるようにということで、土曜日はもちろん開けておりますが、ここでちょっとお尋ねしたいんですが、貸館の状況の中でどうなんでしょうか。1週間通じまして、この土曜日の休日の利用状況など、特に平日より多くなっているとかそんなことがあるのかどうか、担当の方で利用状況、その曜日によってね、どんなふうになってるのか。土曜日がどうなんかいうのをわかるようでしたら教えていただけたらと思うんですが。

寺田健康対策課長。

健康対策
課長

土曜日の会館の使用の件でございますけれども、9月は土曜日に3回使用されております。そして11月が1回、そして12月、今日ま

で1回使用されております。そして予約につきましては12月に土曜日2回の予約が入っております。パーセンテージで言いますと、9月が全体の会議室の利用のうち土曜日使われたのが10%、そして11月が3.1%となっております。

委員長 はい、わかりました。 木田委員。

木田委員 当初の町長の挨拶の中でね、ここで住民票の発行言わはったんかな、それを行うというようなことを言わはったけどね。そしたら日曜やら祝日でもこれやってはらへんのかな。役場だけかいな、これしてはんの。

委員長 これについて、このやり方もありますのでね、その説明をしていただけたらと思います。清水住民課長。

住民課長 生き生きプラザ斑鳩での住民票発行でございますねんけども、役場の方が土曜、日曜休みでございますので、月曜日から金曜日ということになっております。

委員長 基本的に役場が開いている時間帯に、役場の方からファックスを利用して、するということですので。
他に。 小林委員。

小林委員 そうしたら現状といたしまして、10月、11月、12月の土曜日に生き生きプラザの方で行われた、または行われる予定のイベントの数、イベントがあるんでしたら、その数を教えていただきたいのと、また、土曜日に、住民さんが使われた貸館件数を合わせて教えていただきたいと思います。土曜日の貸館がちょっと見させていただいたら、11月の時で9、10、11、12月の利用実績と予定の内容を見させていただきましたら、役場関係の貸館件数も含まれていると思うん

ですけれども、まあ、実際純粹に地域の住民さんが、実際地域の住民のために何回使われたのかなというふうに把握したいので、その回数をお願いします。

健康対策課長 先ほど申しましたのが純粹な数でございまして、9月13日でしたら小吉田住宅、また20日でしたら小吉田自治会、そして11月22日は小地域福祉会、また12月6日でしたらまた小吉田自治会、そして向こう2件はアグリア、小吉田と純粹な、役場関係の使用ではございません。

小林委員 土曜日に何回か行かせていただきましたけども、土曜日に行政側が行われたイベントというか、そういうのは10月、11月、12月ないということでしょうか。

健康対策課長 土曜日には当然9月6日の開館を記念してのイベント、また13日に開館イベント、また、保健センターの事業といたしましても、普通の窓口事務以外に検診事業も土曜日に行っておりますので、よろしくお願いたします。

小林委員 土曜日には検診事業だけ何回も行われたということで。

健康対策課長 はい。胃がん検診なり、そういうがん検診、検診事業を土曜日に何回か行っております。当然、平日に来られない住民の方がおられますので、そうした土曜日に開催しております。

小林委員 小吉田の自治会の方から横に立派な、ここに書いてありますように、総合福祉会館ができましたので、もっと活用できる幅を広げていただきたいという要望はごもっともだと思っておりますけども。現状のままです、今の土曜日の利用状況のまま日曜日、祝日開館しても先ほどもおっしゃったようにコストが嵩むだけかなというのがありまして、

そんな状態でやられますと、広く住民さんの理解は得られないのかなというふうに思いますのでね。もうちょっと土曜日にですね、もうちょっと活用できる機会をつくるべきかなとは思いますが。集いの広場とか、子どもたちが集まるようなイベントとか開催していただきたいんですけど、なにか来年度からそういうようなことを役場として考えているのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

健康対策課長 今、委員が申されますように土曜日に、平日に来られないそういう住民の方の利用を促進するために来年度、月に1回土曜日そうしたイベント、また事業などを入れていってはどうかと、今現在検討をしておるところでございます。

委員長 よろしいですか。 西川福祉課長。

福祉課長 今、委員の方からありました集いの広場につきましても、今現在土曜日の方はやっておりませんが、来年度から月1回程度、そういう開催について今検討しているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。吉野委員。

吉野委員 先ほど、発表してもらった土曜日利用の中に私どもの自治会関係もあるのかなと思いますし。私もこれ出たんですけども。土曜日も開館しているのかっていうことを知らない人の方が多いんですよ。この要望書があるとおり、土曜日は当然休みだろうと思ってる人が多くて、私も土曜日やってんのかなと思って聞くとやっていますよと、で、利用させてもらったんですけども。この時にですね、私どもは2階の1室を利用させていただきました。2時間半ほど利用したんですけども、それで皆さんトイレ女性の方行ったりして、お湯出るわ、あっちも出るわ、こっちも出るわ、お湯は常時出すような状況になっていたとしたら、これかなりの出費っていうのか、あるんじゃないかなと思うん

ですよ。それから電気も点けているところは点けているそれで受付の女性はちゃんと出てます。ただし電気は点けてなくて真暗になってました。そして男性が福祉関係業務の関係でしょうか3, 4名おられました。今後、今、小林委員がおっしゃったように、また理事者側がおっしゃったように土曜日もやっていますよということを知らせれば、徐々に増えていくんじゃないかなと思うんですよ。そういうことも考えて、今回のところは、どこまでこの要望書が要求してるのかですね、貸館業務以外にもいろいろ全部開けろっていつているのか、その辺まだちょっとわからないんですけれども。いずれにしても土曜日もやっていますよということになれば、人は集まってくるんじゃないかなと思うんです。その時点でまた考えると。

委員長 木田委員。

木田委員 この文章の中でもね、12月18日までに文章をもって回答、返答ですか、お願いしますって書いてあるねんからね。やっぱりその文書をまとめて返事せんならんですやろ。だからそれはもうはっきりとなにすんのか、まだそういう希望を持たせてでんな、委員会としてもやっていくのか、そこら辺のところを先に決めて、それでなかったらなんぼやっててもどうどう巡りなってくると思いますわ、これは。

委員長 ですからこの件については、当委員会でいろいろ議論をしてきたなかで、今後の運営会議での協議もいろいろしていただくことになってくるだろうということで、我々としても委員さんからのご意見もあったし、今後の生き生きプラザの検討課題として動向を見ていこうと、利用の状況を見るなかで、やはり経費の問題もございますし、そしてまた平日は閉めれない、行政として保健センター部門や社会福祉協議会が閉めれないという中で年中無休ということが可能なんかどうかという問題も大きな問題だということの中で検討課題だなど、今後の動向見ていこうということで、この議論はしておったと思うんですね。

ですからできましたら現状もそういうふうな形で、状況を今後も見守るなかで決して絶対だめだという問題ではなく、やはり利用される皆さん方の動向を見て今後検討していきたい内容であるということで、この委員会としては以前の議論の取りまとめ状況ですね、これを採用すべきではないかなというふうには感じているんですけども。

いかがでしょうか。 木田委員。

木田委員 私はまだはっきりと回答出すべきやと思いますわ。これはね、先延ばしても絶対にそんなん、理事者の方がそれやったらやりますって言わん以上は、われわれがなんぼ言うたってそんなんできないですよんか。その費用そしたら誰が出しますの。そんなん出されへんようなことをでんな、何回もかけてそんなんやるというのは私はおかしいなと思いますねん。

委員長 休憩します。

(午前 9時48分 休憩)

(午前10時31分 再開)

委員長 それでは再開をいたします。休憩中にこの要望書の内容につきまして、土、日、祝日が休館となっておりますというところにつきまして、この文章そのまま読みますと、私たちは土曜日は開いてるじゃないかということで、そういった誤解が生じるような書き方になっていたようなので、要望者の方に確認をさせていただきましたところ、この土曜日についても、いろいろな生き生きプラザの業務などをやっていただきたい、というような貸館業務だけではなく、やっていただきたいというような思いで書かれているということが確認をされましたので、委員皆様にも、理事者におかれましてもそういう点については休憩前のいろんな議論がございましたが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、この陳情第4号につきましてですね、ただいま委員皆さんの方からいろいろな意見が出たところでございますが、この要望書につきましては現時点では採択できないというご意見、そして、いや、採択をすべきだというご意見、両方に分かれておりますので、これより、討論、採決をさせていただきたいというふうに思っております。

はじめにこの要望書につきまして、可決することに反対の方のご意見を求めます。 辻委員。

辻委員

私は一応この要望書に対して反対の立場ということで、討論をさせていただきます。まず、この総合福祉会館が、ここに書かれてますように、一応3ヶ月ということであります。まあ3ヶ月半経っておりますけども、これまでにはいろんな、日曜日の開館についていろんな審議をされております。我々委員会でも審議をさせていただきまして、また運営会議等で審議をされております。また、他町村の実態等調査される中で、一応日曜祝日を休館日とするということで、我々としては全員一致で賛同したということの経緯があります。この中で今後この推移を見ながら検討することは検討しますけれども、ただ、今、土曜日につきまして先ほど理事者の方から説明ありましたように月1回、集いの広場なり、また社会福祉協議会も入っております、も土曜日に事業を入れるということも聞かされてますし、まあこの土曜日一応営業と言いますか、土曜日の開館も、下のいろんな集い、住民を巻き込んだ集いもされるということも聞いてますし、またここに書いてますように、休館日を平日にということの変更、これも一つの両意見も出てますけども、なかなか一般の行政では平日を休館、休むということとはできない。就業規則とかいろいろありますのでできないということになります。ただ我々としては、私としても一応今後の推移を見ながら、3ヶ月半ということはありませんけれども、今後十分推移を見ながらまた土曜日の事業をより多くの人に知っていただく、また土曜日の貸館についても先ほどの数値聞きますと、月3回とか4回、まあ4団体ですか、利用もないということで、まず土曜日の充実をしてい

ただくという中で、今後やっぱりその推移を見ながらさらに今後も検討していく必要があると考えておりました、今回の要望書につきましては不採択ということで皆さんの賛同をよろしくお願いします。

委員長 次に本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。
西谷委員。

西谷委員 私は今回の要望書につきまして賛成の立場から意見を述べたいと思うんですが、実際に私は建物についてはいらないということで反対していた立場ですが、しかしできた以上は、当然建物ができたら維持管理費かかるのは当然のことをございまして、それを覚悟でやはり建てる、建てた以上は皆さんの税金で建てたんやからより住民の方々が使いやすいような形でするっていうのは、これは私当然のことかなというふうに思います。そこで具体的には保健センターのようなものを仮にその閉めても、実際に住民が利用できる集いの広場とか、土日にしか来られていない方も今の状況の中では多数おられますから、そういう方々も利用してもらおうっていうことの中では、ここの要望書に書かれているように、日曜日や祝日、あるいは土曜日の今、利用されていない部分についても開けていくっていうこと自身が、総合福祉会館を建てたそういう意味でもあろうし、住民が使いやすい住民の視点に立った施設運営っていうのは当然行政に求められていることやし、それが今の住民とかけ離れているとしたら、それをやっぱりそういう条例を変えていくのも議会の役目ではないかなというふうに思います。よってこの要望書については賛成という立場で発言をさせていただきたいと思います。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案につきましては賛否両論でございます。これより採決を行います。

この要望書につきまして採択することに賛成の委員挙手お願いいたします。

(挙手少数)

委員長

挙手少数であります。よってこの要望書につきましては不採択ということに決しました。

なお、先ほどからこの回答についてもいろいろご心配いただいておりますので、これ議長あてに出てきています要望書ですけれども、本会議の最終日の結論もございしますが、この委員会で出た意見なども十分付していただいてご回答いただくように議長の方にもお願いしておきたいというふうに思いますので、委員皆さんにもその辺ご理解していただきたいと思います。

それでは、以上で一つ目の定例会の付議議案については終わらせていただきます。

次に、２．継続審査について、（１）総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 寺田健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、継続審査案件の前に、１１月２３日に行いました総合保健福祉会館竣工記念植樹式には、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

それでは、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

初めに総合保健福祉会館の登録団体数は前回の委員会でご報告をさせていただいたのと同じ９０団体となっております。

そして、１１月の１ヶ月間の生き生きプラザ斑鳩の来館者数は、４，３８４人で１日平均１８３人となっております。

次に歩行浴の件ですけれども、１１月２７日に健康運動指導士の指導のもと、歩行浴体験教室を１９の方が参加し行っております。女性の方が１８人、男性の方はお一人でした。また、歩行浴につきまして

は、前回の委員会で委員の皆様より多くのご意見をいただいております。この事業を進めていく中で、いろいろと改善しなくてはならない点等も出てくるとは思いますので、そうした点を改善しながら、利用者の安全をまず念頭におきながら、健康づくり、体力づくりの一つの場として、事業を進めてまいりたいと思っております。現在歩行浴の申し込みには、延べ67人の方が申し込まれております。

次に、11月26日に総合保健福祉会館運営会議を開催いたしましたので、そのご報告をさせていただきます。当日は10名の委員さんの出席のもと会議を開いております。会議の内容ですが、まず生き生きプラザ斑鳩のこれまでの利用状況と歩行浴、介助浴の利用方法につきましてご報告させていただきました。

会議で出ましたご意見といたしましては、まず、会議室等の利用状況はどのように把握しているのか、喫煙場所は敷地内にあるのか、駐車場の状況について、災害時の避難施設について、これまで利用者の方からどのようなご意見なりご要望があったのかといったご意見がございました。まず会議室の利用状況の把握につきましては、会議室利用後に会議室利用報告書というものを総合窓口に提出していただいておりますので、それにより利用実数を掴んでおります。また、喫煙場所につきましては、館内は当然全館禁煙としておりますけれども、展示・フリースペースの南側の敷地に1カ所、喫煙場所を設けております。

駐車場の状況につきましては、これまでに開館してから2回、97台ある駐車全部が埋まったことがあります。最近では昨日も含まれておりますけれども。これは保健センターの健診事業と大会議室等の利用の関係で同時に重なったことが原因で、職員の車や公用車を数台移動したりして対処をいたしております。満杯の状態も2、30分程度で治まっております。そして災害時の避難場所につきましては、生き生きプラザ斑鳩は当然、障害者にやさしい施設となっておりますことから、災害時にはそうした方を優先してこの場所を避難施設としてはどうかという委員からのご質問でございまして避難施設は地域の方がまず最初に緊急的に避難される施設であり、災害時にまずそのことを

優先しなければいけませんことから、災害発生時の緊急時に障害をお持ちの方とそうでない方とを分けるといったようなことはできないと答弁しております。また、これまでの利用者からのご意見、ご要望につきましては、館内に公民館と同じような印刷機を置いてほしい、足湯の時間を延長してほしい、これから冬場は寒いので足湯に囲いの設置はどうか、また会議室の使用案内表示をしてほしい、などといったご意見がございまして、印刷機につきましては、総合窓口に設置しておりますし、足湯につきましては利用時間を4時から5時に延長いたしております。囲いにつきましては、全部を囲むのではなく、三方を囲むような簡易なものを現在検討中であります。また、会議室の表示につきましては、モニター画面で表示するとともに、ホワイトボードに記載をして案内をしております。ということで変えております。こうした利用者の声を聞くことが開かれた施設運営につながると考えておりまして、利用者のご意見等につきましては、改善できる点は改善してまいりたいと考えております。

この運営会議につきましては、今後年2回程度の開催を考えておりまして、当委員会にもまたご報告をさせていただきます。以上でご説明を終らせていただきます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、質疑や意見などがありましたらお受けいたします。 木田委員。

木田委員 ただいま報告のありました中でですね、10月27日の歩行浴の訓練教室に男性1人ということで、うちの息子なんですけども、行ったんですねんけどね。女性については18人ですか、いっぱいおられたということで、その前に開催された時には男性が3人おったということなんですけども。1回の教室で5人ずつですか、1回の入浴で5人ぐらいしか入れへんということでね、女性の方は欠員待ちっていうんか満杯で欠員待ちというような状況なんで、利用されておる方たくさんおられてうれしいなと思いますねんけども、その中でね、シャワ

一についてですね、介護浴室には2カ所あんなんけど、歩行浴室には水しか出ないような蛇口しかなかってシャワーが設置されておらないっていうことを、その時初めて知ったんですけども。介護浴室から歩行浴室までの間を扉から扉行くってというのはなんぼか、2、3メートルかそれぐらい更衣室みたいなところ通らないかんということですね、なんかもう歩行浴室の方にシャワーはできないのかなと思ったら、もうあんだけ完成しておるのを、今さらまた湯も通さんならんいうことになったら費用も大変やと思いますねんけども。その建設段階で気付いたらよかってんけど、それが利用するようになって初めて知ったということですね、やっぱできることなら歩行浴室に入るところですね、シャワーを設置してもらいたかったなという、それは一応は思いなんですけど、それと、5人ずつやったら67人、まあ毎日来られるのかちょっとわかりませんねんけども。そのスケジュールっちゅうんですか、1日何人でなんぼとかいうそういう申し込みがですね、だいたい1日4組、3組か、言う手てったね。3組ですわな。だから日に15人しか入れんちゅうことでね、それで、利用サイクルがうまいことってんのかどうかということについてですね、あまりにも男性の方は少ないように思いますねんけども、女性の方の方がかなりやっぱり67人やったら60人以上が女性の方ということですね、別に足の悪いような人だけやなしに、結構ちゃんと歩行できるような40代っちゅうんですか、50代くらいの人なんかでも来てはるし、やっぱそういうこと考えたらそれでうまいこと順番にいけんのかなっていうふうに思ってますねんけど、それについてどういうふうなお考えで運営していこうと思っておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

健康対策
課長

1点目のシャワーの件でございますけれども、確かに歩行浴室の前にシャワーが1カ所しかございません。そして介助浴室の方の浴室にはシャワーが2つあったかと思えます。それで歩行浴室をご利用の時にはその介助浴室のドアを開けまして最後にその介助浴室のシャワー

を使っていたらこうと考えております。

そして2点目の歩行浴の人数なんですけど、先ほど延べ人数で67人、すべてこれ全員女性の方でございます。そして実人数としては23人の方が申し込まれておりまして、1日3グループで分かれておりまして、今のところ待つていただくとかいう状況ではございません。そしてこないだ調べたんですけども、歩行浴の利用者が全員女性ということで、平均年齢も調べてみますと約66歳ということになっております。こないだ歩行浴の体験をいただきました全員の方が次回からの申し込みをされておりました、そういう状況になっております。

木田委員　　そういうことは、男性は1人ということやからね。うちの子だけにそんなん利用したらね、他の人に迷惑かけてんの違うかなと思うしね。まあそやけど、うちの子も喜んで行ったということで、今週ちょっとこんなんでよう申し込んでおらないんですけど、これからもそないして申し込んで訓練さしていこうと思ってますねんけども。やっぱりこれを利用することによってですね、なんかこううちの子どもでも足ちょっと軽くなったような感じ受けますのでね、先生もちゃんとした訓練をしてくれはったということもありますねんけども、その訓練しておられる方はもうその訓練だけで、あとは一切来られないということなんですかな。あとは自分でやるということでもよろしいんかな。

健康対策課長　　指導してくれはった運動指導士の方の評判はとてもよくございまして、来年2回こうした体験の教室というものを開催してはどうかと考えております。そしてまたこの先生につきましては、保健の他の事業でもこういう指導をしていただいております。来年2回こういう体験、歩行の教室を開催いたしまして、また好評につきましたら今後考えていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

木田委員　　歩行浴室の利用はそれでかなり利用されておるということで結構なんですんけども、介助浴室についてはどういうふうな状態になって

んのかね、それも教えていただきたいと思います。

健康対策
課長 介助浴室の利用の状況でございますけれども、現在3名の予約の申し込みをいただいているところでございます。

木田委員 それは1週間にいっぺんとか、1週間に2回とかそういうなには、もう申し込んでおられるっっちゃう人が3名であって、1週間に1ぺんとかそういうことは決まってないんですか。その3名の方がいつに入りたい言わはったらそういうことで連れてこられたら利用していただくということによろしいのかな。

健康対策
課長 この3名の方につきましては、事前予約ということで既に申し込みをされておまして、1週間に1回という感じではなくて間隔を開けて予約をいただいております。

委員長 他になにかございますか。 吉野委員。

吉野委員 歩行浴の先生、大変良かったという話でありますけども、これをです、ね、年2回と、それ以外の日に行った場合には、どなたか溺れないようにとか、事故のないようにというような監視の担当の方はその部屋には入っておられるんですか。

健康対策
課長 当然安全面を考えておまして、それが1番大事なことでございますので、時たま、時たまといいますか随時中を監視、巡回するように廻っております。そして一般の歩行浴につきましては当然運動指導士が付きませんので壁にその運動の方法なりを、こないだ、前回の委員会でもお見せしましたように写真を貼って、こういう運動をしてくださいということを貼っております。

吉野委員 介護とか一般の体育系の大学なんかでも、このような授業を取り入

れているところがあるようで、今、現在やっていただく方は専門の方ですから当然高い技術と高い料金であるだろうと思います。例えば学生のアルバイトのような、あるいは学生のボランティアのような人をここへ来ていただくような募集なんかしたら、もしかしたらあるのではないかと思ったりするんですけど、どうでしょうか。

健康対策 歩行浴につきましては、当然安全第一に考えておりますし、そして
課長 その運動の方法によりましてはいろいろと問題もございますので、当然アルバイトとかそういった人の採用というのは考えておりません。

委員長 他になにかございませんでしょうか。 中川議長。

議 長 前回講師さんでっかな、その先生の報酬は4万円とお聞きしまして
んけどね、このような時代ですのでね、それもうちょっと安くしてもら
えるお願いってできまへんのかな。時間で割ったらえらい時給。なん
か決まったもんありまんのかいな。

健康対策 まあ、半日4万円ということで、決まった報酬というのはこれとい
課長 ってございませんけれども、極力安くしていただけるように検討して
まいりたいと思います。

委員長 今、議長おっしゃっていただきましたけどね、その予算で2回やっ
たらちょっと頑張ってもろて、それを予算で3回やってもらえたりな
んかしたら非常にうれしいなど、今の話の中で私も感じましたけれど
も。本当に評判のいい先生に来ていただいて皆さんが健康に気をつけ
ようと、一般質問でもでておりました今の医療の傾向がメタボの方に
片寄ってきてる中では、やはり太ると歩くのが、足が痛いとか、そう
いう健康面についてより皆さん方に参加をしていただいて健康を維持
していただきたいし、また委員からもリハビリとかという話も
出ておりました。そういった方々にも年間通じていろいろ自分の体の

ため、健康のために利用していただけるようさらに利用しやすい歩行浴を目指して頑張っていていただきたいと思います。

あとなにか委員さんの方でございますか。 辻委員。

辻委員

1点、先ほど足湯のことで、囲いするということで聞いておりますけども。私もどっちがええのかなっていうのは判断、景色が、せっかくの植栽を見ながら足湯すんのがええやろしと思ってますし。また防犯上囲いすることによっていろいろ不都合もあるというふうに考えてますけど、どっちがええのかなということも考えながら、住民の要望で、してほしいということであれば、やむをえないのかなというふうな気もしますけど。するのやったら冬場も寒なってますので、できるだけするとなればまた聞いてもおたら結構です。するとなればやっぱり早くしたってほしいと私もそう思いますし、したらええのかどうかっていうのは私個人的には迷ってますけど、他のところ行きますと、いろんな庭を見ながら足湯をすると、まあそういうことで、自然の空気を吸いながら足湯するというのが本来の姿勢かなと、いろいろ行きますと足湯、囲いしてないところが、大半が囲いしてないような気も、まあ月ヶ瀬はまあしてますけども、その辺も十分配慮しながら、するんやったら早くする、しないんやったらそういう一応説明していただくということで、これは要望でさせていただきます。

町長

このご意見はたくさん賜っておりますし、副町長とも皆さんとも相談申し上げたら、これから寒くなる、特に昨日あたりから朝氷点下ということでございますし、風の強い時もございますから。するんでしたら、今、辻委員がおっしゃっていただくように、12月中にやっていきたいということで、今、副町長とも調整しながら、できるだけ経費の関係ですね、景観をうまくできるようなことをやっていただいて、12月中にできればやっていきたいと思っております。

委員長

早くやっていただけるということでしたので、住民さんにご要望い

ただいて、ほんまに風きつくなってきましたんで、ありがたいな思いますが、他に委員の皆さんの方ございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1) 学童保育室の整備計画につきまして、理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

厚生労働省が策定いたしました、平成19年10月でございますが、「放課後児童クラブガイドライン」に基づきまして、来年度、平成21年度でございますが、その整備を計画しておりますことから、現時点での整備計画につきましてご説明させていただきます。

まず、現在の学童保育室の現状について少し説明させていただきます。学童保育室は、小学校の低学年の児童、1年生～4年生でございますが、保護者の労働等によって保護を受けることができない児童の健全育成を図るために、集団による遊びや運動を通じまして創造性と協調性を育て、自主的活動を養うため開室しております。設置・運営につきましては、町直営で今現在行っております。

学童保育室は、町内3小学校にそれぞれ隣接しております。対象学年は1年生から4年生となっております。開室時間は平日につきましては放課後から午後6時30分まで、学校の休業日、土曜日でありましてか夏休み等の長期休業日につきましては、朝7時45分から午後6時30分まで開室しております。日曜日と祝祭日につきましては閉室という形となっております。

登録児童数でございますが、平成20年12月1日現在で申しますと、斑鳩学童保育室で現在122人の登録者がおられます。西学童保育室では35人、東学童保育室が77人となっております。

その利用児童数につきましては、登録児童数のだいたい平日で8割

程度、土曜日につきましては約2、3割程度の方がご利用いただいているという状況となっております。

また指導員の配置につきましては、保育士や幼稚園、小学校教諭等の資格を有する者を採用しております。斑鳩学童では平日で5人、西学童では2人、東学童では4人と配置しております。

また、現在使用しております建物につきましては、斑鳩学童保育室では平成14年に、また西学童保育室では平成12年、東学童保育室では昭和63年に現在使っている建物を建てたところでございます。

今回の、放課後児童クラブガイドラインを国が定めましたことから、学童保育室の規模につきまして、子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から最大で70人まで、面積にいたしまして1人あたり1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいというふうにガイドラインとなっております。この基準を越えた場合につきましては、保育室の分割を行うなど、適切な人数規模に努めることとなっておりますところでございます。

このため平成21年度までは、経過措置として、71人以上の場合でも今現在補助金は経過措置として交付はされておりますが、平成22年度からは補助の対象とならないというふうなことにもなっておりますところでございます。

このため、来年度、平成21年度におきまして、71人以上の登録児童数があります、斑鳩学童室と斑鳩東学童室の2つの学童室の整備を行う予定を考えておるところでございます。

その整備内容でございますが、斑鳩学童保育室では、現在の保育室の横、南側にもう1棟プレハブを増設したいというふうに思っております。また東学童室では、現在の学童室は昭和63年に建築したものでございましてその上に増設というのも少し無理がございますことから、同じ場所で2階建てのプレハブを立て替えというふうに計画をしておるところでございます。

なお、建設にあたりましては、児童厚生施設等整備事業によります補助金を活用してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、学童保育室整備計画の現時点での報告とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 今、70人以上のところには増設ということなんですが、素朴に思うねんけど、今、少子化の中では学校で空き教室っていうのはあると思うんですが、そういうのを利用するっていうのはできないんですか。

福祉課長 今、現時点で教育委員会ともいろいろそういう空き教室の状況につきましてもこの計画する前にいろいろ検討させていただいて、協議もさせていただいたところ、空き教室につきましては現時点ではないということでございます。

西谷委員 空き教室がないって、素朴に考えても物理的に考えてもおかしいんじゃないかな。今の学校っていうのは一番大きい時に、人口が多いとき、児童数が多い時に確か建てて1校から3校となって広がっているはずですから、当然空き教室なんてのはあって当たり前やと思うんですが。ないっていう根拠っていうのは、根拠っていうのはおかしいねんけど、物理的になんでないの。

町長 空き教室そのものについては以前にも副町長が教育長の時分にランチルームを設置をしたりですね、各学校にですね。そしてまた今空き教室でおっしゃるわけですけど、ただやっぱり学校側はですね、教室を会議室に利用したりいろんな関係を使っております。今、西谷委員の空き教室を利用したらということでございますけども、やっぱり学童保育の関係についてはやっぱり一つのものをつくってやった方が、以前にも斑鳩小学校のところに歴史民族資料館がありました。その下

でっていったらトイレがない、あるいはそういうことでいろいろとご要望を学校の方から受けてもらった中で、私は斑鳩小学校の斑鳩学童保育を初めてあそこへ造らせていただいた、そしてそういう現状考えますと、管理からやっぱりそういう点については非常にしやすいんじゃないかと。やっぱり空き教室等をしますと他のところへも出て行きますから、シャッターを閉められたらいいわけですけど、なかなかシャッターを閉められない。やっぱり前後されるから、この指導員さん等が監視がうまくいくのかいかないか、私はやっぱりできれば同じ所で近くにですね、もう1棟建てて、あるいは東学童みたいに今現在77人登録されてますから、あこを建替えてですね、その時は今、教育委員会に一つの部屋を貸してほしいと、立て替える間だけは使用させてほしいということで、今、教育委員会にご要望させていただいて、来年早々ですね、3月議会予算がですね、皆様方の温かいご支援によってですね、可決をしていただければ4月早々ですね、速やかにしてやった方が、早くそういうものを整理した方がいいんじゃないかという気持ちで頑張っております。

委員長 他に委員の方で。 辻委員。

辻委員 これ、整備は結構ですねんけど、あと放課後子ども教室との係わりもありまして、その辺も十分今後、まあ少ないですけども、今後やっぱり十分その辺も調査しながら検討してほしいということで、せっかく子供さんのこっちが一方少ないし、こっちが一方多いというところがありますんで、その辺も今後十分検討しながら、教育委員会と綿密に連携しながらお願いしたいということで、これも要望でさせていただきます。

委員長 他に委員の方で。 小林委員。

小林委員 東小学校の学童保育なんですけども、もうかなり古いですけども。

現状の部分については、どういうふうに補強なりなにかされるのかな、2階建てにまったく同じ場所にどういうふうに建替えられるのか。

町 長 先ほどから申し上げますように、今現在の東学童の関係は取り壊して、そして新たに2階建てを設置する。その間は東小学校の空き教室の空いているところを利用させていただくということで、今、教育委員会と調整をしております。

小林委員 その期間中は東小学校の空き教室の方に行くということですね。斑鳩小学校の方なんですけども、増設されるということなんですけれども、その入口といいますかね、どういうふうに増設されるのかなと、同じ建物の横にくっつけて壁でまったく区切られるのか、それともカーテンなりで内側を区切られるのか。学童保育せつかく各学年、違う学年と交流できるんで喜んではるんですけども、増設される、それを壁できちっと区切ってしまわれると。

町 長 新しくつくりますもんですから、今現在の建物の横に新しくつくるから、カーテンとかへっちゃくれとかでなしに、別のものをつくりますので、そういうご理解をいただいたらいいと思います。現在建っているものの横に、同じと言うたらあれですけども、新しいプレハブで建築するということです。

委員長 他に委員さん方でなにかございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、各課報告事項の(2)斑鳩町国民健康保険条例の一部改正について、理事者の報告を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療
課長

斑鳩町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。
資料1をご用意させていただいております。

今回の改正内容は、先月の本委員会でご説明いたしましたように、産科医療補償制度の実施に伴う出産費用の増加に対応するため、出産育児一時金を増額しようとするものでございます。国の方向性としたしまして、この産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産にのみ増額することでこの度まとめましたので、本日この委員会に、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例案ということで、お示しをさせていただいたものでございます。

それでは、改正部分についてご説明申し上げます。資料1の2枚目の、新旧対照表をお開きください。

右側の旧の部分です、これが現行条例でございしますが、出産育児一時金の金額は、35万円と規定しているところでございます。

左側の新が、改正案でございしますが、この35万円という部分に、ただし書を加えております。読ませてまいりますと「ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。」というふうに加えるものでございます。

ここで、健康保険法施行令第36条を引用しておりますのは、法令上「産科医療補償制度」という言葉の規定がございませんで、この施行令36条の規定が、制度を定義づけるものとなっていることから引用させていただいている分でございます。また、3万円を上限という表現となっておりますけれども、現時点で、産科医療補償制度の掛金額を考えますと、該当される方には3万円の加算ということになるものでございます。

従いまして、産科医療補償加入の分娩機関で出産した場合の出産育児一時金は、38万円、それ以外の出産の場合は、35万円となるものでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

なお、この条例案につきましては、本会議の最終日に追加で上程し

たいと考えておりますので、委員の皆様には、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑、ご意見などがありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

一点だけ確認させてください。産科医療補償制度を採用している医療機関などという言い方をされておりましたが、されない機関などがあっても困るなと思ったりもするんですが。県下の医療機関などの状況、そしてまた近隣などの状況、出産、奈良県など、また斑鳩町の方が出産する可能性のあるようなところですね、これがほとんどみんなこの制度採用してはんのか、それとも本当にこれ任意ものなのかっていうのがね、今の説明ではちょっと分かりにくかったんですが、その辺は、どの程度のものなんでしょうか。 植村国保医療課長。

国保医療
課長

この産科医補償制度に加入する医療機関の医師というのは任意でございます。現在奈良県内の分娩機関は、病院及び診療所で33箇所、それから助産所で9箇所、合計42箇所ございますが、すべて産科医療補償制度への加入手続きを終えられたと聞いておりますので、奈良県内は100パーセント加入ということです。それから全国的には、この12月2日現在の加入率ですが、98.2パーセントでございます。近隣の府県で申しますと、滋賀県が98パーセント、大阪府が96.9パーセント、兵庫県が93.5パーセント、あと京都府、奈良県、和歌山県は100パーセントの加入ということでございます。

委員長

はい。よくわかりました。

他に、委員皆さんの方でなにか質疑などございますか。

(な し)

委員長

では、これをもって質疑を終結いたします。

先ほど植村課長からも説明もありましたように、国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、本会議最終日に追加上程されるということでございますので、委員皆さんにおかれましても、よろしくお願いを申し上げます。

次に、各課報告事項の（３）衛生処理場の修理工事について、理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

衛生処理場の修理工事についてでございますが、前回の委員会でも本年度中に修理工事を予定しているということをご報告申し上げさせていただきましたが、その修理工事につきまして今月の２５日に指名競争入札を行う予定でございます。請負業者等はまだ決定しておりませんが、次回の委員会で報告ということになりますと、すでに工事が始まっているということになりますので、今回ご報告をさせていただくものでございます。

その修理工事の内容でございますが、１号炉のガス冷却室の下部改修補修、他３項目の修理を本年１２月２６日から来年の３月３１日までの工期で予定をしております。なおこのガス冷却室の修理工事の期間中の１月の下旬から３月の中旬頃までは、工事をする１号炉を止めて、２号炉のみでゴミ焼却作業を行うこととなりますので、通常時間の焼却に加えまして夜間に延長してゴミ焼却をさせていただきたいと考えております。そうしたことから周辺の住民の方々にはご理解、ご協力を賜らなければならないということから、周辺の自治会の方には事前に文書でお願いをしてまいりたいというふうに考えています。以上、衛生処理場の修理工事についてご報告をさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑、ご意見などがあればお受けいたします。

いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
 続きまして、各課報告事項の（４）郵便局での住民票等の証明発行の廃止について、理事者の報告を求めます。 清水住民課長。

住民課長 それでは、郵便局での住民票等の証明発行の廃止についてでございますが、平成21年3月31日をもちまして斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定が切れますことから、郵便局での住民票の写し、印鑑登録証明書等の発行取り扱いを廃止したいと考えております。理由につきましては、郵便局の取り扱い手数料が1件あたり168円の事務手数料と公金払込手数料30円が必要になることから経費がかかり過ぎるためと、生き生きプラザ斑鳩での住民票等の発行取り扱いの要望がございましたので、郵便局に替わりまして斑鳩東公民館、斑鳩西公民館、及び生き生きプラザ斑鳩での証明書の発行を行いたいと考えております。公民館等での実施時期につきましては、4月1日から実施していきたいと考えております。取り扱い事務の範囲といたしましては、戸籍全部事項証明書、及び個人事項証明書、住民票、除票を除く分でございます。住民票の写し、及び住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、納税証明書の発行を考えております。取り扱い時間につきましては、土曜、日曜、祝日、公民館は水曜日、及び12月28日から1月4日までの日を除く、8時半から午後5時30分までといたします。よろしく願いいたします。それでは、郵便局での住民票等の証明発行の廃止についてご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、説明が終わりましたのでなにか質疑、ご意見などがあればお受けいたします。ございませんか。 辻委員。

辻委員 今、公民館水曜日休館で休み、この辺の周知だけちょっと、役場開いてますけども、公民館閉まっていますので、その辺の周知だけ、住民

票公民館でとれるな思って、行かはって、水曜日やって休みやということになると、またいろいろ不便かけられる方ありますので、その辺周知だけ十分よろしくお願いいたします。

委員長

他、ないですか。

すいません。私の方から、西、東の公民館であったり、生き生きプラザでは総合窓口とかいう形で、派遣の方や臨時職員さんの対応とかいうこともあんのかなと思うんですが、いろいろごみ袋公民館で売ってもらったりとかいろいろする中でね、そういう臨時職員さんや派遣の方たちにもそういうシステムですね、きちっと把握をしていただいて、スムーズに住民さんが行かれた時に、取り扱いをスムーズにさせていただかんかね、せっかくとれるよいうて行ったら、えろうもたもたしはったら、えらい長い時間お待たせせんなんらんようなことになってますが、そういうことについての研修みたいな形っていうんですか、そんなんはどんなふうにするのか、確認しておきたいなと思うんですが。

住民課長

研修内容でございますねんけども、4月1日までに取り扱いマニュアルの指導をさせていただきますして、それと個人情報の扱いもさせていただきますので個人情報の扱いとか、それとか、申請時の本人確認の必要がございますので、申請の時の本人確認のやり方、記載内容の確認、守秘義務等の研修を、4月1日までに、2月、3月の広報とかもありますので、それとか職員についてはそれまでに研修させていただきたいと思います。

委員長

住民皆さんに、また場所が変わって新たになって、不便になる方もあると思います。そんな中であつてもそういうふうに変更していくことのご理解いただけるように、せめて事務についてはスムーズに流れていくように、しっかりとやっていっていただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら各課報告事項、ここに挙げておりませんが、なにかその他の報告について、植村国保医療課長の方から説明してもらいます。

国保医療 後期高齢者医療保険料等の特別徴収、年金からの天引きでございますが、その口座振替への移行について、新しい情報が入ってきておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

委員の皆様もご承知のように、後期高齢者医療保険料につきましては、一定以上の年金を受給されている方などの被保険者につきましては、年金からの天引きによる納付、特別徴収を行っており、また10月以降につきましては、国民健康保険税についても、被保険者全員が65歳以上の世帯であって、その世帯主が一定以上の年金を受給している場合などに、年金からの天引きを行っているところであります。これにつきまして、6月に制度運用の見直しがありまして、10月支払い年金から、後期高齢者医療保険料の場合ですと、過去2年間に国税の滞納がなく、本人の口座を指定する場合、あるいは、年金収入が180万円未満で、世帯主や配偶者の口座を指定する場合を条件に、特別徴収を停止して、口座振替ができるというふうになりました。

また国民健康保険税についても、同様の取扱いとなっているところでございます。

このたび厚生労働省から連絡がございまして、この特別徴収について再度見直しをするということでございます。原則としてであります。これまでの条件をなくしまして、後期高齢者医療保険料の場合でありますと、本人、配偶者、世帯主の口座を指定すれば、特別徴収を停止して、口座振替を選択できるというものでありまして、それに付随して、国民健康保険税についても同様の取扱いしていくというものでございます。

厚生労働省によりますと、この措置をとるのが、平成21年4月支払年金からということをございまして、事務の都合上、平成21年4月年金の天引きを停止するためには、21年の2月10日までにすべての手続きを完了させなければなりません。そのためには、制度の見直しの内容の広報いたしましたり、また被保険者から必要な届出をいただきまして、平成21年1月末頃までにはそういう届を終えておく必要があるということがございます。そういうことから、こういう内容につきましては本日委員会でご報告をさせていただいたということでございます。

なお、現段階では、事務においてまだ不明な点がございまして、現在情報の収集に努めてはいるんですけれども、内容が確定をいたしましたらば、事務が速やかに遂行できるよう準備にとりかかってまいりたいと思っておりますので、委員の皆さまにはご承知いただきたいというふうに思います。以上でございます。

委員長

国の方からいろいろころころと変更してきていただいて、市町村の担当としては非常に苦勞していただいているんだということが今報告受けててもよくわかります。でも、これは住民さんが直接本当に係わる問題ですし、注目されている問題ですし、頑張って速やかに行っているいただきたいと思えます。

なにか委員の皆さんの方で、ただいまの報告について質疑なりされる方はいらっしゃいますでしょうか。

(な し)

委員長

よろしいですか。質疑もないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、4番目のその他につきまして、各委員の方から何かご質疑等があればお受けいたしますが。

吉野委員。

吉野委員　生き生きプラザの活用方法として、すでに計画とかあるかもしれませんが、エントランスから入ってきて、喫茶コーナーあたりの雰囲気の良い広いところですね、なにかの催しがあった時に合わせてでもいいんですけども、ミニコンサートを一つ行ってもらいたいと思うんですよ。基本的にはボランティアで、予算措置とかそういうものはないというような形で、例えばフルートとかですね、ギター、あるいは小さな小形のハープ、それから電子ピアノとか、こういう関係で、音大の出身者も斑鳩町たくさん多いですし、それから音大じゃないけども、教育学部の音楽科を専攻された方も多し、高校生であっても、こういうことに堪能な方がおられます。そういう人たちの度胸をつけるって行ったら悪いんですけど、意味もあって、こういうようなところでミニコンサートをやってもらったら大変いいんじゃないかと思ひまして、一つ生き生きプラザの関係の方で考えていただきたいと思ひます。例えば近代の付属病院なんかでも、土曜日の午後２時から大変あそこの待合室のところで患者さんとか含めてこういうミニコンサートやってます。それから奈良女子大でも時々このやつは大変雰囲気がいいところなんですけども、この場所よりも今の生き生きプラザは大変これふさわしいところだと思いますので、一つこれを考えていただけますでしょうか。例えば小城町長のカラオケでも十分いいと思ひます。以上です。

委員長　これにつきましては、企画をして相手さんもあることですので、なかなか即答も難しいかなというふうには思ひますが、考え方としては検討の余地があるのかどうかということになるかな思ひますが、いかがでしょうか。　芳村副町長

副町長　斑鳩町は、いかるがシンフォニックバンドという大きな組織をもつていかるがホールで活動をしていただけてます。そういうバンドは今も言われましたように斑鳩町の中学校、また今、国際高校ですが、そ

これらの卒業生が寄って組織されているというバンドでございます。そういう方をお願いするということは可能なんです、生き生きプラザ斑鳩で、そのようなことをやれるかどうかというような、まあ一つね、私も疑問あるんです。というのは、静かに落ち着いていろいろと研究してる、また相談してる場所でございますし、その中で大きな音をたててやるということも一つ考えなければなりません。そういうことを考えながら、いろんな面において今後こうしていこやということを検討はするということでご理解を願いたいと思います。

吉野委員　私は時間帯としては、昼休みとっています。まあ10分から20分でもいいという感じで、まあ、他も昼コンサートっていうのは昼休み時間にやっている、県庁でもやっていますよね。それから各市役所の大きなところでもやっています。たまたま行ったらやってた、よかったな、そういう形であります。

委員長　ただ、音響の関係上、私、療育教室の運動会に参加させていただいて、いつも外で風船割りしてたんですが、療育教室の運動会で風船割りをしますと、ものすごい音になりまして、子どもさんが恐がっているようなことがありましたので、果してそういうことが向いているのかどうかということも、ちょっと私もよくわからないんですが、委員さんからのご希望も、今、要望もございましたので、今後來館者などのご意見も聞いていただいて、また検討していただくというふうな形にさせていただきたいと思います。

それと吉野委員、申し訳ございません、生き生きプラザが議題になっている時がございますので、できましたら、今後その議題になっている時にその問題についてご発言いただけたらありがたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

その他について、他になにかございますか。

木田委員。

木田委員

クリーンキャンペーンがね、雨で中止になったということですね、それ以後職員によってそれを補うっちゃうんですか、やっていくつもりでおるっていうふうに聞いたと思いますねんけども。それ以後そういうキャンペーンっていうことでなしに、職員による清掃ですかね、それが行われたのかどうかということと、今朝、ちょっと犬の散歩に行ったらですね、高安西団地の東側の富雄川の堤防にですね、大量の木の剪定した枝葉がいっぱい放置されておるといふんかね、なんかあったということなんですけども。クリーンキャンペーンの時にみんなきれいに刈ってくれはった時には、そんななにがまったくなかったんでね。それきれいに刈ってくれはって以後にそういうふうなん業者がほかしたんか、周辺の西団地の人がほかしたんか、それはちょっと定かではないんですけども、かなりの量の枝葉ですわね、それが放置されておるというのがね、やっぱりせつかくそないして町もきれいにしておられるいうのにでんな、そんなとこに放置していくというその不届きな人間が斑鳩町人かどうかわからへんけども、いてるいうことはでんな、やっぱりそういうことの防止っていったらどうしたらええかっていう具体的なことはなかなか難しいと思いますねんけども。それをどういうふうに私が言うたらそれ処分してくれはんのかね。あれはそのまま枯れて嵩が少のうなるのを待つんか、その辺のところをね、考え方をお教え願いたいと思います。

環境対策
課長

まず1点目の職員のボランティア清掃でございますが、11月の清流復活大作戦が中止になりました関係で、その後職員の方でということで、前回の委員会で答弁させていただいたんですが、12月は今のところ職員でっていう予定はございません。また来年1月以降で計画をしておるといふことでございます。

それから2点目の富雄川の河川敷に剪定枝葉が投棄されているということなんですけども、現状を見させていただく中で、どんな状況なのかわかりませんが、かなり大量でしたらね、町もちょっと処分困るんですけども、少量でしたら当然、投棄された方はたぶん特定は無理

だと思っんですけども、町の方で例えば火を点けられてということもあるかも知れませんが、それは町の方で現地を見るなかで対応していきたいというふうに考えております。

木田委員 片一方ではね、昨日やったかな、並松の松並木のへんをね、ピンクかなんかのジャンパー着た人がでんな、クリーンキャンペーンみたいな袋下げて空き缶とかああいうふうなものを拾っていただいてたっちゅうのを、私走りながら見ておったんですけどね。片一歩でそういうええことしてくれてはるそういう団体っちゅうんですか、そういうのあんのに、心無い人がでんな、そういうことを放棄するっちゅうんか放置するいうんかですな、そういうことをされるいうことについてですな、もっとなんかこう意識の向上ちゅうんですか、持ってもらわなでんな、やっぱりいかんのとちやうかなというふうに思いますねんけど。やっぱり業者やったらそれを焼却場に持ち込んでもおて、それを料金払ってもおてですよ、処分してもらおうとかいうふうな形になったらまあええのと違うかなと思うねんけども、あれも県河川やいうことですよ、町はクリーンキャンペーンのために草刈ってくれはったと思うねんけども、それがまず台無しになっているということだけをですな、申し上げてですよ、そういうことの起こらんようにちゅうんですか、なんかこう、方策を考えていただきたいなということをお願いしておきます。

町 長 今、乾課長が申しましたように、いずれにしましても県河川でございいますから、県に連絡をとってですね、被害届けをしながらですね、原因を究明しとかんと、仮にどういう方がどういう形になったのかですな、ある程度そういうことも結果的にわからないにしても、やっぱりそういう一つのね、ことをしとかんと、まあ少量やったらうちで処分しますとか、大量やったらあかんとかそんな問題よりも、やっぱり放置したことが悪いわけですから、今後そういうことがあればですね、今、産業廃棄物協会も奈良県ではいろいろと、そういう空き缶、空き

瓶をですね、処理したりやっていますから、そういうことも県と連携をとりながら、河川はやっぱり富雄川ですから、一級河川ですから、そういうことも十分連絡とりながら、原因の究明というか、そういうことも考えてまいりたいと思います。

委員長 また、川の関係でいきますと建設課との関係もございます。建設課とも環境対策課と協力をしながらまたどういう状況になっているのかということを確認して、今、町長言っていたように県とも連携をとって、速やかに解決をしていく方向で進めていただきたいと思います。

委員長 他に委員さんの方でなにか。 吉野委員。

吉野委員 また怒られるかもしれませんが地域の小地域福祉会で年2回とか、社協のバスを借りて旅行しているんですけども、朝10時に出て、夕方3時か4時に帰ってくるっていうような小旅行でありますけども。今回直前になって7名がキャンセルしたと、これ私も参加してるんですけども、理由聞きますと、あのバスを利用するについて利用者の連絡先をかなり厳密に問われたということで、そこまでされるんだったらやめときますわっていうことで、止めたんだそうです。これ、当然年長の方々ですし、バスを利用するについての規則が変わってですね、かなり厳しく、連絡先がなかったらだめですよっていうふうになっているのか、そこら辺をお聞きしたいんです。それで、毎年私ども地域では社協の車1台と、伴走車の方に私どもが出した車2台ぐらいで行く、結局乗れないもんですから行くわけなんですけども、今年は伴走車もいらなくなっちゃったと、しょっちゅうその人たちと顔を合わせるわけじゃなくて、年に2回合わせて、ああ元気やったんやなところ、そこでいろいろお話したりして、小地域福祉会としての大きな活動の一つになってまして、この連絡先、例えばね、まあ家族で住んでいるお家はまだいいんですけども、お一人さんとか、集合住宅にお一人さん住んでるとかいう場合ですと、連絡先が九州だとか北海道だとか東

京だとか、そこら辺までの、例えば携帯電話番号まで知らせるって言われたのかどうかわかりませんが、そこまで言われると辞めとくわって気持ち私もわからないのではないし、ちゃんと連絡先をきちんとしとけてという方の規則もわからないわけではないんですけども、現実としては7名休む、来なくなるというのはやっぱりどうかかなと思ったりして、この件でちょっとご回答っていうかお願いしたいです。

町 長

私も先だって社会福祉協議会の職員と話をしたんですけども、こういうふれあい号が運行されている中で、今まで住所、名前だけということでもありますけども、もし万が一事故があった時にはやっぱり連絡をしなければいけないということもございますから、やっぱりそういう点については社協としても、会長ひとつこういうことで、今、名前と住所と電話番号だけ書いていただきますと、年齢とですね、そういう話をされてたんですけども。当然やっぱり、今までは代表者が書いてやっておられたわけですけども。私は今こういう時期ですからですね、なにかあったらやっぱり、なかったら一番いいんですよ、なかったら一番いいんですけど、仮にもしなんかあった時に、誰がどこ行ったかわからんということでは私は難しい問題やと、なんぼ個人情報とか言ったって、やっぱりふれあい号に運転されている方、あるいはそういう乗ってる方のリストはね、把握しとかんとやっぱり速やかに連絡ができないということもございますから。人間っていうのは、われわれっていうのは便利になったら全部そうなんですよ。最近でもお通夜行ったら名前を書くっていうのもこれはかなわんです、実際。それはかないませんわな、並んで順番に待ってですね、斑鳩町何々って書いてそういうこともありますけども。もう便利さになったら携帯とかになってきたら必ずそういうことで終わってしまいますから、そういう点も考えていただかんと、社協として運行している以上は、もしなにかあった場合は責任が問われますから、吉野委員がおっしゃるように、簡素化っていうのは一番楽なんです。公民館でも申し込んだら

ですね、電話で申し込んだら、あるいはファックスで申し込んだら一番ええと、今までやったら印鑑押せということもそれも省略になってきたわけですが、そういうことをやっぱり起こった場合は必ずメディアは、マスコミはこういうことを欠けてたやないかと、こういうことしてたら絶対そんなことなかったやないかと、必ずありますから。最近私は見えますと、すべてだいたい行政が悪いということになってきているようでございます。個々の問題よりも、そういうことを考えたらね、吉野委員おっしゃるのように、確かにそのことによって何人かが不参加だったと思えますけれども、私は日なたぼっこの会っていうのは、毎回必ず案内状いただいて、こないだ恐らく11月は奈良公園に行かれたと思うんですけども、奈良公園のご案内もいただいてですね、そういう形で何人ぐらい奈良公園行かれたんかな、まあその時の天候がどうやったんかなということもありますけども。吉野委員がおっしゃっているように、名前と住所と年齢ぐらいはやっぱりこれは一つ、電話番号とこれだけをお願いしたいと。なにも先方の携帯電話まで聞けということをおしはしません。ただ家の電話番号です、しとかんと、仮にお留守やったかて一応電話番号だけ聞いとかと、もしあれですから、そういうことだけはやっぱり大事なことやなとこないだ職員とも、常務理事とも話をしてですね、そういう点については申し込まれる方は大変やけども、やっぱりその辺だけは徹底をしてほしいということをおしはしています。

吉野委員　その参加する方のお家の電話番号ぐらいでしたらいいんですけども、事故遭った場合に、子供さん、例えば東京にいたら子供さんの電話番号まで聞かれたというように聞いてますけども、それは要求してなかったんでしょうかね。その事故あった時に、独り者の方が例えばおられるとしますよね、地域段々老人化が、老化が進んでまして、その場合にそんな子供の先まで連絡番号書いておくのいややと、で、参加しないとそういうことだったと私聞いてますけども。どこまでそれ要求してた、当然住所、電話番号、そこに電話があれば本人について

は当然だと私も思いますけども。それ以外のことでもしかしてあったとしたらやはり老人さんの気持ちも弱ってきてきたりいろいろしてますんで、今回辞めとこかとなって、だんだん参加者が少なくなっていく可能性があると思ひまして、そういうこと、もう一回私も調べときます。

委員長　この件につきましても、今、町長が社協の常務理事と話したところでも、ちょっと違いがあるのかなと、委員の意見ではね。その辺もう少しきちっと聞いていただきましてですね、それと民生委員さんの方でも、そして小地域福祉会の福祉委員さんの方でも、ご近所の方の連絡先とか、わかっておいででしたらね、無理やり聞く必要もないのかなと、そういう方たちをお願いして連絡してもらえるとということもございましてね、その辺も十分にまた再度社協の方と協議をしていただけるようお願いしておきたいと思ひます。

他に委員さんの方でなにかございますか。

木田委員。

木田委員　年末のごみの持ち込みについてですね、30日の11時、毎年30日の午前11時で終わりやっと思ひますねんけども。できるだけ分散してですね、持ってきてもらわな、あそこにずら一と車が並ぶような状態が続いておりますのでね、なんとか車の出入りできるようにとかね、やっぱり上からも下りてくる、西からも車が来るといふ状況の中でですね、やっぱりその交通整理言うたらいかんけど、そういうことをきちっとしてもらわなね、その時だけは辛抱しておるけども、やっぱり車の出し入れもできんような状態になるいふことはね、やっぱりいかんのではないかなといふふうに思ひますねんけども。できたらやっぱりその3日間ちゅうんですか、そこに集中しないようにでんな、早い目からそういう広報を通じてですよ、町民の皆さんにお願いしてもらいたいなど、なんぼかはそら来られるのはいたしかたないやろうけども。やっぱりその時に集中してずらと並んで、ほんだらや

っぱり去年ですか、去年なんかでも、うちの前でそういういざこざがあったというようなこともあるしね。並んでたら片一方から来る車が通られへんというような状況になりますからね。その点についてできるだけ早いうちに持ち込んでもらうように町民の皆さんにですね、お願いしてもらいたいなということをお願いしておきます。

委員長 要望だけでよろしいですか。

(「結構です」との声あり)

委員長 他に委員の皆さんの方でなにかございますか。

(な し)

委員長 それでは、その他についても終わらせていただきたいと思います、継続審査案件につきまして、お手元に配布しておりますので、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもって本日の案件につきましてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。皆様どうもお疲れさまでございました。

(午前11時53分 閉会)